

ふらのへそくりカード運用規約細則

1. 加盟店（以下「乙」という。）は富良野商工会議所（以下「甲」という。）より無料で支給されるポイントカードを、お客様に積極的に配布し、売上に応じてポイントサービスを行う。
乙がお客様にポイントカードを渡す際に甲が作成した入会申込書をお客様に記入してもらうこと。
記入された入会申込書は直ちに甲へ提出すること。
お客様の責によりポイントカードが破損・損失等された場合は、甲において有料（300円）にて再発行を行うこととする。有料にてカードの再発行を行った際には、前カードに記録されている満点及び残ポイントが引継がれる事を説明すること。
2. 乙は、お客様に対し原則として、現金購入100円毎に1ポイントサービスを行う。
配達、外商でポイントサービスが行えない場合、売掛、カード決済、ローン等におけるポイントサービスは乙に一任する。
但し、お客様の誤解を招かないよう、対応が判るような表示を見易い所に掲示すると共に、その旨口頭による説明を行うなど配慮をする。
3. 満点ポイントは500円とする。
4. 満点ポイントだけの買い物の場合、購入金額が500円未満の場合は、釣銭は出さないこととする。
5. サービスポイントが満点になった時は、気持ち良く「おめでとうございます」と感謝の気持ちを伝えると共に、満点ポイントでお買い物をされるお客様にも気持ち良く対応すること。
また、満点ポイントで買い物をした際にもポイントサービスは乙に一任する。
6. ポイントの期限は、端数ポイントは2年、満点ポイントは1年とする。

責任

1. 記入された入会申込書は乙によるコピー所持はできないものとする。
2. 甲より支給されたポイントカードは、乙の責任において保管、管理する。
3. 特価品、特別商品であっても、原則としてポイントサービスを行うこと。
やむを得ずポイントサービスを除外する場合は、乙の責任においてその旨を伝えること。
4. この細則に定めのない事項については、甲乙との協議の上定めるものとする。
5. この細則の改正は甲乙において定める。

付 則

この細則は平成24年2月1日より施行する。